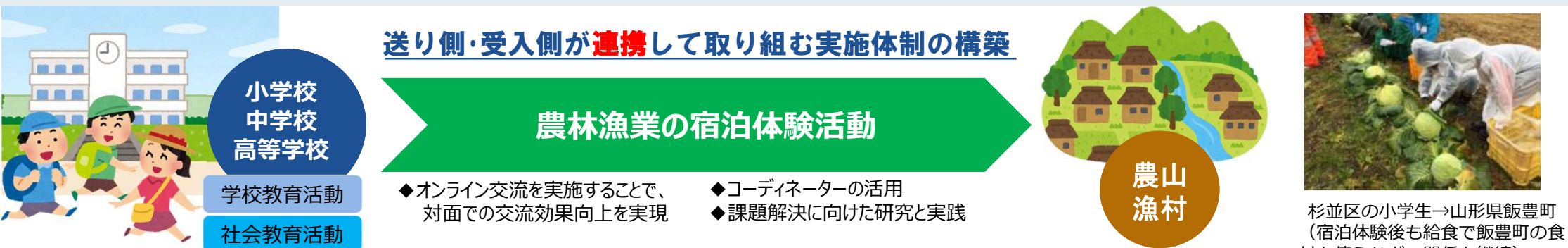


# 子ども農山漁村交流プロジェクトについて

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

### 農林漁業の宿泊体験活動

- ◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネーターの活用
- ◆課題解決に向けた研究と実践

農山漁村

杉並区の小学生→山形県飯豊町  
(宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続)



首都圏を中心とした  
角川ドワンゴ学園の中高中生→  
福島県西会津町  
(町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。  
定員15名に対して112名の応募)

## ①子供農山漁村交流支援事業 (上限: 1組あたり250万円) ←募集中!

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費: コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

## ②体験交流計画策定支援事業 (上限: 100万円) ←募集中!

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

## ③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学** (事前見学ツアー等・数日～1週間程度) も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

● **「①子供農山漁村交流支援事業」「②体験交流計画策定支援事業」は、令和8年度の取組団体を募集中!**

詳しくは令和8年4月6日付の通知をご確認ください。

# 子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



## 1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が**受入地域の住民と接触する機会**が確保されていること。
- ③ 子供が**受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会**が確保されていること。

### 住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・ 農林漁業作業体験
- ・ 収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・ 伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

## 2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費
- ② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ **小学生・中学生の宿泊体験活動**に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

### （※）の例

- ・ 子供や教員に係る宿泊費用
- ・ 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・ 事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品） など

### POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。